

リスク評価の窓



第11回

肥料・飼料等専門調査会

食品安全委員会は、科学的な知見に基づき客観的かつ中立公正に、リスク評価(食品健康影響評価)を行っています。7名の委員で構成される委員会の下に、12の専門調査会やワーキンググループを設置し、専門的に検討を進めています。

それぞれの専門調査会やワーキンググループの仕事を紹介していくリスク評価の窓、

第11回は「肥料・飼料等専門調査会」です。

肥料・飼料等専門調査会(平成30年4月現在、17人の専門委員で構成)は、肥料や飼料・飼料添加物と、一部の動物用医薬品(抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質等)を評価対象としています。肥料や飼料・飼料添加物は、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は食品衛生法に基づく管理が行われています。食品安全基本法では、リスク管理機関(農林水産省、厚生労働省等)が、これらの法律に基づき、新しい製品を販売するための規格等の設定や、既にあ

る規格等の内容変更の場合には、一部の例外を除き、その安全性について食品安全委員会の意見を聴くことが義務付けられています。依頼を受けて、委員会では、肥料・飼料等専門調査会において、その評価対象が食品を介して人の健康に及ぼす悪影響等について調査・審議を行います。評価結果は依頼者であるリスク管理機関に通知します。

通知を受けたリスク管理機関は、評価結果に基づいて規格基準を設定する等の必要な施策を検討します。

複眼的な評価のために： 工場から生産現場そして食卓へ

肥料・飼料等専門調査会座長

(国立研究開発法人国立がん研究センター研究所動物実験施設長)

いまい としお
今井 俊夫



食の安全を科学する中で、ヒトの健康を害する可能性がある要因として、添加物、農薬や微生物などは身近なものとして感じられると思います。一方、農作物や家畜などの生産過程で使用する肥料や飼料についても、食品に残留するなどしてヒトの健康に影響する可能性があることから、添加物などと同様に評価を行っています。

肥料については、近代化学工業品の原点として急増する人口を支えてきた窒素肥料のほか、リン酸、カリなどを含む化成肥料が農業の発展とともに普及しました。食品安全委員会では、これら各種肥料の公定規格の設定や改正に際して食品健康影響評価を実施しています。

畜水産業を支える飼料については、穀物や魚粉などを主原料としている点に時代の変化はありませんが、各種飼料添加物が家畜

の栄養成分の補給や消化促進などのため広く使用され、特に機能が改善された成分が開発されるなど、より重要な評価対象となっています。

動物用医薬品や一部飼料添加物として使用されている抗菌性物質については、実験動物や家畜などが食べた際の体内分布、残留性、各種毒性など多岐にわたるデータを総合的に評価して算出する毒性学的ADIIに加え、食品を介してヒトが摂取した場合の腸内細菌への影響を算出する微生物学的ADIと対比して評価する点が、添加物や農薬の評価と異なります。

肥料・飼料等専門調査会では、このような多岐に亘る目的で使用される様々な物質について評価するために、多くの分野の専門家が一堂に会し、正に複眼的な視点で活発かつ風通しの良い議論によりリスク評価を推進しています。